

混合粗大ごみの受入れをします

ご家庭で不用になった混合粗大ごみの処理を希望される方は、次のとおり持ち込み場所へ直接持ち込んでください。

なお、家庭から出るごみが対象ですので、**事業所ごみは受け入れしません。**

日時 **11月12日(日)**
 (午前) 9時～12時
 (午後) 13時～15時
 持ち込み場所
 名和クリーンセンター
 手数料
 10kgあたり205円

○混合粗大ごみとは

【燃える物と燃えない物が一緒になっていて、自力での分別が困難な粗大ごみ】

例) 電気毛布、電気カーペット、スプリング入りソファ、マット、サージチェア、オルガン、木製の台付きミシン、ゴルフバッグ、チャイルドシートなど

※ねじ等で接合しており、容易に分解できるものは受け入れできません。

当日、混合粗大ごみ以外は受け入れを行いません。

※手数料は、持ち込み場所において、現金でお支払いください。

◆問い合わせ先

住民生活課

☎0859・54・5210

大山支所総合窓口室

☎0859・53・3311

中山支所総合窓口室

☎0858・58・6111

※当日の連絡先

名和クリーンセンター

☎0859・54・5352



はい! 消費生活相談窓口です

訪問買取りのトラブル

**古着の買取りのつもりが、
貴金属を出して、と言われた!**

**買取りの目的は貴金属?
訪問買取りの契約は慎重に!**

Q
「古着を買取るので訪問をする」と女性から電話があったので古着を用意しました。数時間後、男性が来ましたが古着ではなく、「壊れていてもいいから貴金属を見たい」としつこく言われ、アクセサリや指輪を買取ってもらいました。売るつもりで古着ではなく、急に言われた貴金属を売ってしまい、後悔をしています。売るのをやめることはできますか。

A
契約書を受取ってから8日以内であれば、クーリングオフができます。この期間は、事業者が物品を引き渡さないこともできます。
自宅で物品を買取ってもらう訪問購入は、事業者は突然、訪問をして勧誘することはできません。事業者は、前もって電話で連絡した場合でも、事前に承諾した買取りの物品以外は、売却を求めることはできません。突然、貴金属を見せて、といわれてもきっぱり断りましょう。



貴金属を見せて...

* お気軽に消費生活相談窓口をご利用ください。

住民生活課

☎0859-54-5210 (平日)

鳥取県消費生活センター

☎0859-34-2648 (平日・土日)